

## 4 切れ目のない支援に向けて

不登校の背景にある要因について、不登校児童生徒本人への調査結果として、その7割前後が体調やメンタルヘルス又は生活リズムの不調と回答し、5割前後が学業の不振や宿題の提出と回答したものもあります。心身の健康を保ち、生活リズムを整えていくことへの支援や学習への支援については、一時的な対処で完結とはいかず、長期にわたる切れ目のない支援が必要不可欠です。

ここでは、校内組織での継続支援や校種間連携、そして、校外の関係機関等における支援について理解を深め、継続的な支援の在り方を探っていきます。

### (1) 校内組織による継続した支援

#### ①学校が続ける支援

学校が行うことができる具体的な継続支援としては、主に児童生徒本人との会話、電話や手紙、家庭訪問、校内の居場所づくり等が挙げられます。また、学習支援も、オンラインによる授業配信や校内教育支援センター（別室）による学習、学習プリントの準備や配布等、児童生徒本人の希望や状況を踏まえて実施をする場合があります。

次年度を見据えた支援として、次年度学年への引継ぎと、その引継ぎを受けた担任団による面談や家庭訪問等が行われます。進学する学校への申し送り等も、統一した日程を設けて行う場合以外にも、個別に情報交換の機会を設ける場合があります。

#### ②児童生徒への関わり

校内組織では、児童生徒の「今」の状況に合わせて、支援体制や方向性を更新していきます。休みが続いて時間が経過すると、児童生徒の生活や思いも変化します。「今」どのような状況なのかを知るためにも、折々に児童生徒本人の言葉を引き出す、思いを共有する関わりが大切になります。電話をかける、家庭訪問を行う、おたよりを届ける、おたよりに一言添える、など、児童生徒の状況によって方法は様々でしょう。児童生徒の意思も確かめながら、その時つながりやすい教職員は誰か、どのような関わりだと安心できるか、児童生徒とつながる環境をデザインしていくことも、校内組織には求められます。

#### ③支援体制の柔軟な運用

各学校で名称はそれぞれですが、概ね月1回程度は校内組織による支援委員会等が開かれます。そうした会での継続的な方針確認はもちろんのこと、状況が変わったことを察知した教職員がいた際には、関係教職員と適宜情報共有を行い、方向性を確認するためのケース会議等を柔軟に開催します。

日頃から、小さなケース会議が開きやすいような機動力のある組織体制があると、より適切な時期での支援が可能になります。

#### ④保護者との関わり

児童生徒の様子とともに、保護者の状況も変わります。今保護者がどのように感じているか、その思いを聴く機会を大切にします。

また、校内組織で検討した支援内容やその変更について、保護者にも丁寧に説明します。その過程で、支援について合意を形成していくことが重要です。

## (2) 校種間の連携

### ①小学校・中学校との連携について

#### ア 小学校卒業までに「不登校」（又は不登校傾向）であった児童の受入れと支援

小学校での支援の様子を、書面で中学校に引継ぎ、小中の新旧担任・学年団の間で情報交換をしたり、教育支援センターの利用について条件を整備したりします。児童生徒の引継ぎ時点だけではなく、継続した情報交換を行っている例も多く見られます。また、校区等によっては、SC、SSWが継続支援の起点・橋渡し役になっていることもあります。

児童生徒の不登校状態の背景や家庭環境等を中学校側が事前に状況を把握し受け入れ態勢を整えることができ、その後の登校につながるケースも多数報告されています。

また、管理職の許可を得て、中学校入学前に、新担任が児童本人・保護者と事前の面談を行い、児童本人・保護者の不安を前もって把握しながら、少しでも安心感を持って中学校生活のスタートを切れるように早期に関わりを持つ場合もあります。

#### イ 小学校では「不登校」には該当しないが、様々な配慮すべき背景（例えば教育支援センター利用等）がある児童の受入れと支援

小学校生活で不登校傾向が見られた児童については、その後も様々なきっかけから中学校・高等学校において不登校になっている、という報告や、より一層事態が深刻化・長期化しているという報告も見られます。小学校・中学校の連携においては、この点を特に重視する必要があります。市町村教育委員会の主導により「支援内容を引継ぐべき児童の出席状況の基準」を明確にしておく等の手立てが考えられます。（参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関するQ&A」（H24.6））

#### ウ 中学校入学後に初めて不登校傾向が見られた生徒の支援

中学校では不登校の予兆（サイン）が少しでも見られた生徒についての多面的な情報を早い段階に小学校から得ることで、迅速で柔軟な支援が可能になることを意識する必要があります。

様々な報告から、小学校時代に、周囲の期待に過剰に答えてきた疲れが表れてきたケースや、周りの児童よりやや成長が早くリーダーとして頑張っていて燃え尽き状態になっているケースが見られます。小学校では小さな学級集団の中で周りの児童の丁寧な支

えがあった学校生活だったものが、中学校では大集団になり、戸惑いが大きく周囲との関わりが難しくなる等のケースも見られます。中学校入学を機に一時的に落ち着いた小学校時代の人間関係のトラブルが、2年生のクラス替えによって再び起こり不登校になる、というケースも見られます。

## ②中学校・高等学校との連携について

### ア 中学校までに「不登校」（又は不登校傾向等）であった生徒の支援体制づくり

高校は、合格発表から入学までの間に、出身中学校や保護者と情報交換を行います。中学校卒業までの状況を丁寧に把握し、校内の支援体制を検討する必要があります。

校内の支援体制としては、生徒の相談の窓口や保護者への連絡方法の明確化、SCの関わり方の共有等が考えられます。また、ICTの活用や外部機関と連携して支援することも、有効だと考えられます。生徒・保護者と全教職員との間で共通理解を図りながら、これらの支援体制を検討する必要があります。

### イ 中学校では「不登校」には該当しないが、様々な配慮すべき背景（教育支援センター利用等）があり、高校入学後に不登校傾向が見られた生徒の支援

高校入学後に不登校の予兆（サイン）等を把握した段階で、前述アと同様、保護者と生徒の状況を共有するとともに、できるだけ早急に中学校から詳細な情報を得ることが重要です。特に、調査書や指導要録には明記されていない生徒の学習環境の詳細や生徒本人の特性、大小のトラブル、保護者の考えや家庭環境、中学校と保護者との信頼関係等については、養護教諭間の引継ぎに頼るだけでなく、積極的に中学校、旧担任又は学年団に情報を照会し、高校で可能な支援策を講じる必要があります。

### ウ 高校入学後に初めて不登校傾向が見られた生徒の支援

中学校まではほとんど欠席もなく過ごしてきた生徒でも、高校に入ってから学業不振や人間関係のトラブル等がきっかけで、不登校傾向が見られる場合があります。例えば中学校時代にリーダー格だった生徒が、中学校同様クラスでも部活動でも頑張ったものの思うようにいかず不登校になる、といったケースです。こうした生徒の場合、自分から不安や悩みを訴えることが難しいことがあるので、教職員や保護者が、生徒の些細な変化に注意し、生徒の悩みや不安に寄り添いながら支援する必要があります。

特に、長期休業後は、生徒の生活のリズムや精神状態、友人関係等に変化が生じやすくなります。気になる生徒については休業前や休業中にも様子を確認し、長期休業後の学校生活をスムーズに始められるよう留意することも大切です。

また、保護者とこまめに連絡を取りながら適切に対応することも必要です。

これらの「小・中連携」「中・高連携」の重要さは理解しているものの、なかなかうまくいかない場合が多いという意見も聞かれます。一方で、長い年月をかけて地域ぐるみで課題を解決しながら連携を進め、成果を上げている報告も多数耳にします。大事なものは、双方の教職員同士が、児童生徒の社会的自立への土台づくりをともに担っている協力者とい

う立場で互いのパートナーシップを深め、支援に当たることです。児童生徒がどこの学校に進学しようと、それまでと変わらずに「誰もがこの学級・学校に入ってよかった、と言える学級・学校」がいつもの目の前にあるのだ、という安心感・信頼感を持てるように、支えていくことが求められています。

### (3) 多様な機関との連携

欠席が長期にわたる場合、学校への登校が難しい場合もあります。児童生徒の状況は一人一人異なるため、学校だけでは支援が難しい場合は、様々な関係機関と連携し、社会的な自立を見据え、児童生徒への支援にとどまらず、保護者の支援も含め継続的に行うことが求められます。教育支援センターやフリースクール等は、個人の自己実現を達成する一助となる学校以外の居場所の一つとして機能させていくことが求められています。

また、不登校児童生徒の中には、心身の不調が著しい状態や発達に課題があり医療による適切なサポートが必要なケースがありますし、家庭環境等の要因で不登校の状態になっているケースもあり、学校だけでは支援が難しい場合もあります。これらの場合、医療機関や福祉・子育て支援行政部局との情報を共有したり、連携したりすることが有効です。

#### ①教育支援センターでの支援

教育支援センターとは、不登校児童生徒等に対して、市町村教育委員会が、学校外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を含めた社会的自立に向けて支援するために設置したものです。そこでは、児童生徒の在籍校と連携を取りつつ、個別カウンセリング、教育相談、集団での指導及び教科指導等を組織的、計画的に行っています。

山形県内では26市町村に設置されています。(令和7年3月末現在)

#### ア 相談形態及び指導内容

教育支援センターには、教育相談員等の職員が在籍しており、来所や電話、訪問や巡回による相談を行っております。指導内容については、教科の学習指導をはじめ、生活指導や軽スポーツ活動、教育相談等を行っております。さらには、自然体験等の野外活動や調理実習、ものづくり、合宿等を行うこともあります。

※相談形態及び指導内容については、各教育支援センターで異なります。

#### イ 支援の実際

児童生徒の1日の過ごし方の例として、朝、教育支援センターに通所したら、1日の活動計画を自分の日誌に記入します。午前中は、主に自主学習(各自の計画に基づく学習・支援学習)を行います。午後は、自主活動の時間としてミニゲームや軽スポーツに取り組み、通級生相互や職員とふれあいます。最後は、後片付けや清掃を行い、活動日誌を1日のまとめを記入して帰宅します。週に1回程度ソーシャルスキルト

レーニングの時間を設定し、通級生一人一人が持っている課題を少しずつ克服できるように取り組んでいる教育支援センターもあります。また、季節に応じた体験活動を行うこともあります。

必要に応じて、職員が通級生と相談活動をし、職員同士で個別のケース会議を行い、今後の支援計画やより効果的な手立てを考えます。

時刻	活動
9:00	通所・朝の活動
9:30	学習活動
12:00	昼食・昼休み
13:00	運動・課外活動 等
14:00	学習活動・自主活動
14:45	掃除・帰りの活動

#### (ア) 学校との連携

教育支援センターは通級状況を毎月在籍の学校に報告します。定期的に保護者会を開いたり、随時保護者との相談に応じたりして、学校側と通級生の様子についての相互理解や協力の在り方について情報を共有します。

授業の課題や定期テストの問題用紙等を学校から教育支援センターを通じて児童生徒に伝え、取り組んだものについては学校で評価の参考材料にすることもあります。

また、通級生を在籍校とつなぎ、オンラインによる指導やテスト等を受けられ、成績反映を可能にするため、教育支援センターのICT環境整備を検討しているところもあります。

#### (イ) 支援者が留意していること

社会性を養うために自己表現力や自己コントロール力、問題解決力、親和的能力等の育成を大切にしています。そのために、通級生の行動の基盤に自己決定の機会を設け、1日の生活の中でやり遂げた自信を少しずつ積み重ねる指導を心がけています。自己決定が苦手な児童生徒に対しては、職員が声をかけ、児童生徒の思いを引き出しながら自己決定が進むように働きかけを行います。

### ②フリースクール等民間支援団体での支援

県内には、不登校やひきこもりをはじめとした児童生徒や青少年の社会的自立を支援する民間の団体があり、団体によっては家族の支援も行っています。民間支援団体では、それぞれの児童生徒の多様な状況に寄り添い、自己肯定感を高めたり、人との関わりを大切にしたりしながら、社会的自立に向けた支援を行います。

本県の場合、小学校から高校卒業までを支援している団体や、40歳くらいまでの若者を支援している団体があります。各団体では、中学校を卒業した後でも切れ目のない支援を継続できるように工夫がなされています。実際に行われている具体的な支援として、以下のア～ウがあります。

- |   |                               |
|---|-------------------------------|
| ア | フリースクールやフリースペースにおける居場所支援や学習支援 |
| イ | 家庭へ出向いての訪問支援                  |
| ウ | 保護者に対する支援                     |

## ア フリースクールやフリースペースにおける居場所支援や学習支援

フリースクールやフリースペースによる支援を行っている団体は、大きく分類すると、「通所型の支援」と「宿泊型の支援」があり、それぞれの団体の支援方針や考え方により多様な取組みが行われています。休養を大切にしたり、人と関わる機会や体験の機会を意図的に作ったり、進学に向けた学習支援を行ったりと、児童生徒一人一人の様子や状況に応じた支援を行います。フリースクール等も社会的自立に向けた支援を行います。

時刻	活動
9:00	登所
9:30	学習活動
12:00	昼食・昼休み
13:00	運動・課外活動 等
15:00	おやつ・自由時間
16:00	帰宅

なお、利用に当たっては、次ページのような流れが挙げられます。

- 1 学校は児童生徒とその保護者に、学校外の居場所として教育支援センターやフリースクール等民間支援団体でも支援が受けられることを伝える。
- 2 家族が相談や利用を検討する民間支援団体に連絡する。
- 3 家族と児童生徒が民間支援団体を訪問し、見学や担当者と面談を行う。
  - (1) 児童生徒本人の希望を踏まえ、当該団体で受けられる支援について確認
  - (2) 利用する際にかかる経費について確認
- 4 児童生徒の希望に応じて体験利用を行う。
- 5 児童生徒の希望を尊重し、支援の見通しや利用について家族と確認する。
- 6 児童生徒の支援情報について、家族の承諾を得て在籍する学校と共有する。
- 7 児童生徒の在籍校の教員は、児童生徒が利用する民間支援団体を見学したり、支援担当者と面談を行ったりする。

支援の計画を立てる際、児童生徒の意思や希望を尊重すること、そして本人のペースを大切にすることに留意します。学校側は児童生徒が利用する民間支援団体を訪問し、活動の状況を参観したり、児童生徒の変容について話を聞いたりする等、積極的な連携を図っていくことが望まれます。

## イ 家庭へ出向いての訪問支援

民間支援団体の中には、訪問支援を行っているところもあります。児童生徒が外へ出ることが困難な状況の場合に有効な支援の一つです。

具体的には、支援者が児童生徒宅を訪問し、信頼関係を築きながら、会話をしたり、外出したりできるように伴走する役割となって支援を行います。外出への抵抗が少なくなると、居場所での支援等から家庭以外の場所や人との関わりを促す支援へ移行し、徐々に社会生活が送れるようにステップを進めていきます。

本人への支援と並行して、家族と本人との関わり方の改善に向けた助言やサポートが行われることもあります。

利用に当たっては上記のアのような流れが例として挙げられます。学校は担当者と面談をする等、積極的な連携を図っていくことが望まれます。



## ウ 保護者に対する支援

児童生徒の不登校等で悩む保護者に対して、電話や来所による相談を実施している団体があります。また、児童生徒の状況に応じて他の団体や、医療機関・関係行政機関等へつなぐ支援を実施している団体もあります。

通所型や宿泊型での支援を行っている団体では、その保護者や家族を対象とした「家族会」を開催しているところもあります。また、不登校の子を持つ保護者同士が、悩みを打ち明けたり、共有したり、相談したりする場を提供する「親の会」を開いている団体もあります。

学校は児童生徒が利用している団体と連携を図り、利用後の本人の変容や状況について情報を共有することが大切です。加えて不登校児童生徒の将来の社会的な自立という目標を団体や機関、そして保護者と共有して支援に当たります。児童生徒の発達を支え合う立場として変容や成長をともに確かめながら、児童生徒本人と保護者や家族を支えていくことが望まれます。

### ③医療機関との連携

不登校状態にある児童生徒の中には、心身の不調が顕著に表れているケース、また、発達に課題があることにより、他者との関わりや集団生活への適応がうまくいかず不登校状態となっているケースもあります。心身の健康を回復したり、よりよい人間関係を形成したりするための支援を実現するために、心療内科、精神科、小児科等を備えた医療機関との連携が必要な場合もあります。中には思春期の児童生徒を対象とした外来が開設されている機関もあります。これらの医療機関の診療内容は、大きく次の4つがあります。

#### ○専門的評価を受ける

⇒認知発達・言語能力・作業能力・医学的診断等

#### ○保護者や本人へのカウンセリング

⇒心理社会的能力（自分の感情や行動をコントロールしたり他者とよい関係を結んだりする力）の成長促進や障がいの理解や対応等

#### ○保護者のコンサルテーション

⇒疾病や障がい特性の理解、家庭での関わり方等

#### ○本人の療育

⇒公認心理師等による発達支援や言語聴覚士・作業療法士による療育等

学校は上記の内容に応じ、児童生徒が抱える課題にふさわしい機関と診療科目を検討します。

心療内科や精神科では、医師による外来診療だけでなく、公認心理師等による心理検査やカウンセリング、精神保健福祉士による相談等を行い、生活の自立や学校復帰に向けた助言を受けられるところもあります。状況により家族もサポートを受けられる機関とも連携を図り、支援を行うことができます。（第7章（6）p.116参照）

## ア 受診を勧めるにあたって留意すること

医療機関との連携については、保護者との信頼関係構築が大きなポイントです。

学校が保護者に対し、唐突に医療機関への受診を勧めた場合、ともすると「先生は、子どもと私たち（親）を見捨てようとしている」と受け取られる危険性もあり、それまで築き上げた信頼関係を全て壊してしまうことにもなりかねません。学校は児童生徒の問題を保護者にただ指摘するだけでなく、児童生徒の視線に立った困難さや課題を共有し、学校での日々の取組みについて丁寧に説明するなど保護者に理解を促していくことが大切です。保護者の気持ちに寄り添いながら信頼関係を築き、まずは、保護者が「子どもに合う手立てを先生と考えるために受診してみようかな」と思ってもらえるような関係づくりをしていくことが必要です。

ケースに応じてSCに協力を依頼することも有効です。具体的には、保護者との面談時にSCも同席し、SCが医療機関との連携の必要性や有効性について保護者や本人に説明することが考えられます。公認心理師や臨床心理士の資格を持つSCは、医療に関する知識を持ち合わせており、学校と医療機関との橋渡し役として教員を支えます。

保護者の中には、規模の大きい総合病院や、精神科・心療内科という科目名称に強い抵抗感を持ち、受診をためらう方もいます。また、自宅から遠方にある場合もあるので移動に負担がかかる場合もあります。学校は保護者の立場で一緒に考えるとともに、状況によっては受診に同行し、心の支えとなることも含めて検討します。

医療機関の中には、児童や思春期の子どもを受け付けていない精神科・心療内科もあります。また、予約が必要な医療機関がほとんどです。数も限られていることから受診が実現するまで時間を要することがあります。学校は医療機関の最新の情報収集に努め、スムーズに医療につながれるように準備をしておくことが大切です。

## イ 効果的な連携のために

### 【受診前】保護者・児童生徒の不安を和らげる

不登校状態の保護者は児童生徒の状況を憂慮し、児童生徒も学校に通えていないことに負い目を感じている状態です。上記のアで述べたように、学校側は保護者や児童生徒の気持ちに寄り添い、不安や悩みを受け止める等、丁寧に対応します。(第3章(1)③p.26参照)

### 【受診時】受診の際に医師に困難さ(本人・家庭・学校)を伝える

初めての診察場面で、受診の目的や生活の中での困難さや課題を上手に説明することは、保護者にとっても児童生徒にとっても非常にハードルが高いことが予想されます。それらがうまく伝わらないと通院の必要性が薄いと判断されてしまうことも考えられます。実際、医師の診察時間も限られています。貴重な診察の機会ですので、困難さや課題が十分に伝わらなかったということは避けなければなりません。そのためにも学校は以下のことを整理した「情報提供書」を用意したり、上記のアで述べたように教員が同行したりすることが望まれます。



なお、情報提供書を作成する際、学校と医療との橋渡しとなるSCに協力を求めることも有効です。

実際に下記のような事項が記載された情報提供書を持参することで、医師からも文書での報告があることが多いようです。

- 受診を勧奨するに至った理由
- 現在の本人の様子や学校との関わりについて
- 生育歴や不登校になるまでの経過
- 今後の医療機関との連携のお願い
- 本人の興味関心や得意なこと 等

**【受診後】 診断の結果等を保護者と確認し、理解を深め、指導・支援に活かす**

あらかじめ保護者には、受診後に可能な範囲でその内容を学校に教えてもらうよう依頼し、その後の指導や支援について一緒に考えたい旨を伝えておきます。

その上で、医師等の専門家が児童生徒をどう診断したのか、周囲で関わる者はどのような支援を行うことが望ましいのか等、児童生徒の現在と今後に関わる内容についての情報を保護者と共有し、指導や支援のあり方について整理します。

保護者によっては、新たな事実直面し、大きく動揺することもあるので、受診の際に伝えられた事実と、それに対する感情を整理して捉え、保護者や児童生徒を支えることに重きを置いて支援する必要も出てくるのが考えられます。よって、学校は受診後に直接会って話し合う場を設けることも想定した準備を行います。

また、面談の際には学校と医療機関との橋渡し役となるSCにも同席を依頼し、保護者と教員へ医療機関から頂いた文書による報告について、解説してもらうことも有効です。

報告を受けた際、学校は報告に応じて支援を工夫しながら支援を続けていくことを、保護者と必ず確認します。児童生徒は日々成長し変化していきますので、その後も保護者を通じて引き続き児童生徒の状態について主治医と情報を共有しつつ、連携しながら有効な指導・支援を続けていきます。

## 不登校児童生徒と医療機関との連携

山形県立こども医療療育センター 診療科長 小児科医師 白幡 恵美

### 1 児童生徒の心理と不登校

児童期から思春期は、身体的、社会的、心理的に依存から自立へと徐々に変化し、他者との社会的交流が精神生活の中心となって「おとな」へと歩んでいく時期であり、様々な内的葛藤を生じやすい過渡期です。この時期の社会生活の場は学校であり、つまりは学校生活と関連した形で現れる事が多く、その代表例が不登校です。その原因は多岐に渡り、誰にでも起きうる現象で、社会問題としての側面は大きいものの、しばしば身体症状（腹痛、頭痛等）を初発症状として訴える事が多く、心身症（起立性低血圧等）、神経発達症（いわゆる発達障がい）やそれ以外の精神疾患（うつ、不安症、強迫症等）等医療的問題として捉える必要もあります。どんな状態でも子どもは固有の速度で成長しており、いつ動き出すかは子どもの内面の成熟によって決まるものです。その間子どもや家族が孤立しない様、忍耐強い様々な方面からのサポートが必要です。

### 2 医療との連携の実際

受診された際には、身体症状への対応を行いつつ、心身症や神経発達症、精神疾患の有無について診断し、治療や支援に繋げていきます。家族の同意を得た上で学校での様子を伝えていただく事は診断、治療、支援に不可欠です。身体症状が改善してもすぐに登校に繋がらないことも多く、特に精神医学的な問題がある場合は不登校状態が長期化しやすく、治療と並行し、家族と学校へ医療からみた子どもの状態の情報提供を行い、家庭と学校の後方支援をしていくのが医療の立場だと思っています。受診に抵抗を示されるケースもあるかと思えます。新たな機関に繋がることはエネルギーが必要なことです。心身の症状が強くなければ、受診のすすめも登校刺激と同様、タイミングをはかりつつ時間をかけて行う方が良いでしょう。まずは、親としての自信を回復させ能動性と柔軟性を持てる様、家族を支持する事が大切です。診察に本人が来られないケースも多いです。家族だけでも受診可能ですのでご相談ください。

### 3 不登校児童生徒と家族を一緒に支える

直接の原因がなくても、学校生活で何らかの負荷がかかっていた可能性はあります。その子の負荷の重さを推し測り、対処を一緒に考え、できうる環境調整をする事が必要です。また、支援の基本は社会的な関係世界との繋がりを保つこと、繋がりを回復させていくことです。診察室で「学校が連絡をくれない」、逆に「連絡が多すぎて負担」、その一方で「学校に行けていないのにいつも気にかけてくれる」と等の家族の声を聞きます。社会の入口である先生の訪問は大切な支援の一つです。家族に面会の頻度や方法等の希望を確認し、適切な繋がりを保ち、休んでいても常に気にかけているサインを絶やさないことが大切です。子どもと面会でできてすぐには登校を勧めず、登校し始めてもスモールステップを心がけましょう。また、現時点で学校への復帰が困難な場合は、地域の社会資源を活用し、タイミングよくそれを伝えましょう。担任の先生の努力を学校全体で支えてください。家庭、教育、福祉、医療の役割は、繋がり重なり合っています。連携がうまくいくと、ゆっくりでも解決へ動き出すことは多いと思っています。

#### ④福祉・子育て支援行政部局との連携

不登校の背景に児童虐待や生活困難等の問題を抱えている「要保護家庭」又は「要支援家庭」の場合、児童生徒の健全育成に向けて積極的な連携を行う必要があります。この場合、市町村の「要保護児童対策地域協議会」等の枠組みにより、福祉・子育て支援部局と教育委員会及び学校とが連携して支援を行うこととなります。

また、学校や教育委員会は、上記のような要因で不登校の状態となっているケースの場合、校内でもSSW等の専門職を含む多職種による支援を行う必要があります。

ここでは、以下の3点の場合における支援について紹介します。

ア 児童虐待が疑われる場合

イ 貧困等家庭環境が要因と疑われる場合

ウ 学校卒業後に社会とのつながりが途切れる可能性がある場合

参考：要保護児童対策地域協議会

各市町村を基盤とした地域の子ども虐待発生予防及び子ども虐待再発予防の支援ネットワーク。調整機関を中心に子どもとその家庭に関わる機関の連携を図り、情報共有、課題の明確化及び支援の役割分担の上、目標を持って計画的に支援及び評価を行い、在宅での虐待防止を実現させる役割。（山形県子育て推進部「市町村のための子ども虐待対応マニュアル」H30）

#### ア 児童虐待が疑われる場合

虐待は、児童生徒の生活基盤そのものを崩すこととなります。毎日の生活の中で安心して暮らすことが保障されなければ、児童生徒は学習や部活動等の学校生活への意欲を失ってしまいます。例えば、児童生徒の前でリストカットをくり返す母と生活しているために、母が死んでしまうことを怖がって母のそばから離れられず、不登校になるといったことも考えられます。

さらに、虐待の影響によって児童生徒は適切な対人関係を築く上で困難を抱え、結果として学校生活で失敗体験をくり返してひきこもり傾向を示したり、集団から排斥されて孤立したりすることもあります。ネグレクトの影響で、衣服等の汚れが目立ち、「臭い」といじめられることが原因で不登校となる場合もあります。

これらのような児童虐待の疑いがある場合、学校は地域からの情報や日頃の児童生徒の観察、保護者との会話、電話での聞き取り内容等から、組織として速やかかつ慎重な支援が求められます。校長等管理職は対応の方針を統一し、SSWや福祉・子育て支援行政部局との情報共有を行うことはもちろん、速やかに児童相談所へ通告することが求められます。教職員にも通告の義務が定められており、この場合には守秘義務違反には問われません。この場合、情報共有は個人情報保護に優先されます。



参考資料：山形県HP「市町村のための子ども虐待対応マニュアル」

(H30 山形県子育て推進部 現：しあわせ子育て応援部)

<https://www.pref.yamagata.jp/010002/kenfuku/kosodate/gyakutaiboshi/manual.html>



参考資料：文部科学省HP

「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」

R2.6月改訂

[https://www.mext.go.jp/content/20200629-mxt\\_jidou02-100002838.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200629-mxt_jidou02-100002838.pdf)

## イ 貧困等家庭環境が要因と疑われる場合

家庭環境の問題としては、虐待の他にも貧困によるものや、いわゆるヤングケアラーと呼ばれる、児童生徒による家族の介護・子育てによる学習機会の喪失状態により、不登校になっている事例も明らかになってきました。

また、保護者や「きょうだい」等の家族が、ひきこもりの状態で社交不安が強い場合、児童生徒への心理的な影響により不登校になったり、児童生徒の安否確認が難しくなったりすることもあります。

これらのような場合においても、SSWが核となり学校と福祉・子育て支援部局と連携を図り、家庭支援を行うこととなります。例えば、関係部局を交えて支援体制を整えた後、役割分担をして家庭を訪問し家の片付けを手助けしたり、家族の家事分担について助言したりする等、児童生徒の家庭環境の改善及び負担の軽減を図る支援を行います。また、学校でも家庭訪問を行い、関係部局と情報を共有しながら支援を行うようにします。

## ウ 学校卒業後に社会とのつながりが途切れる可能性がある場合

長期間の不登校状態がきっかけとなり、自宅以外の社会とのつながりが失われている「ひきこもり」へと移行していくケースがあります。

参考：ひきこもり

様々な要因によって、社会的な参加の場が狭まり、就学や就労等の自宅以外の生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。厚生労働省は、「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念」とした。（厚生労働省「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」R7. 1）

特に中学生の卒業後の未進学や未就職、又は高校生の中途退学後は、学校からの支援を受けることができなくなり、社会とのつながりが途切れてしまうおそれがあります。そのため、本人はもちろんその家族も現状と将来への不安を抱え、また、世間体を気にすること等により孤立してしまったり、家族内の関係が悪化してしまったりする場合があります。家族を含めた適切な支援が必要となります。

本人の状況からひきこもりへの移行が心配される場合、将来の社会的な自立に向けた学校卒業後の本人や家族への支援について、相談・支援機関との連携を検討します。具体的には、保護者に相談窓口等の情報を提供することで、保護者を相談・支援機関につなぎ、学校外でも悩みを聴いてもらえる場をつくるのが考えられま

す。保護者が相談支援機関とつながることは、本人が卒業した後も切れ目のない支援が行えるようになるだけでなく、家族の孤立を防ぐことにも有効です。

## 児童虐待の理解と発見時の対応について

山形県中央児童相談所 副所長（兼）児童福祉司 佐藤 慎治

児童虐待は、どの家庭でも起こりうるものです。人は、自分が思った通りにならなかつたり、突然自分が思ってもいないような面倒なことが生じたりした際に、ストレスがかかりイライラしてしまいます。「子育て」は生活を豊かにしてくれますが、一方でイライラを感じて児童虐待を行ってしまうリスクが伴います。また、虐待行為は、そのまま放置していると、下表のとおり親の心情が変化し、悪化してしまうおそれがあります。

重症度	親の心情 ※典型的パターン	身体的虐待 の一例	心理的虐待 の一例	性的虐待 の一例	ネグレクト の一例
軽度	「こうするし かなかつた」 ※虐待行為をやむを得ないこととして責任回避する。後悔し反省するが再度繰り返す。	子どもが言うことを聞かないので、イライラして思わず叩いてしまった。	子どもにイライラしてカッとなり、思わず子どもに暴言を吐いてしまった。	泣いている子どもを慰めようとハグをした際に、キスをしてしまった。	夜間、急用のため、小学生低学年の子どもを家に残し外出してしまった。
中重度	「こうすることが必要だ」 ※虐待行為が子どもに必要なものであるかのように考える。力関係を確認するように繰り返す。	聞き分けのない子どもは叩けば親の指示に従う。躰のためそうするしかない。	子どもが泣くまで叱りつけると親の指示に従う。躰のためそうするしかない。	寂しそうな子どもを、たとえ性的行為であっても癒してあげるのは親の責任だ。	「小学生になったら留守番くらいできないとダメだ」と普段から躰けてある。
	「親の思い通りにやって何が悪い」 ※子どもの気持ちを考えることなく虐待行為はエスカレートする。	叩くほどに子どもは惨めな姿を晒す。その姿を見て嘲り笑うとすっきりする。	子どもが疎ましい。感情のまま何度も子どもを怒鳴りつけないと気が晴れない。	子どもも同意して避妊さえ配慮すれば問題ない。自分の性欲も満たされる。	子どもの世話は煩わしいので小学生の姉にさせる。親は親の好きなことをやる。

不登校児童がいる家庭であれ、そうでない家庭であれ、児童虐待を行ってしまうリスクは同じです。学校の先生方は日常的に子どもと接しているため、子どもに対する親の不適切な関わりを発見しやすい立場にあります。もし、虐待ではないかと疑われる兆しを感じたら、所属の学校管理職に報告のうえ、地域の要保護児童対策地域協議会等で状況の把握と支援策の検討を行い、虐待の進行に歯止めをかけることが必要です。

児童虐待ケースの支援は、上記の表のような重篤な状態となる前に発見し、組織的に対応することが大切です。すなわち、早期発見・早期対応が虐待対応の基本となります。



## (4) 多様な機関による連携した支援に向けて

山形県教育委員会では、令和2年度より、不登校児童生徒等へのよりよい支援を目指し、多様な支援機関がそれぞれの特性を生かしつつ、連携した支援を行うために、全県及び県内4地区においてネットワークづくりを推進しています。会議や研修会を通じて、子どもたちに寄り添った支援やよりよい連携の在り方、課題等の共有に努めています。

会議の中では、児童生徒の支援に際して保護者と連携した支援と、保護者に対する支援の大切さが挙げられました。それを受けて、令和7年度より保護者を対象とした学習会と相談会を予定しています。

### ①不登校児童生徒の自立支援ネットワーク推進会議（県域）

県内で不登校児童生徒等の支援を行う関係機関のネットワーク推進を図り、不登校児童生徒のよりよい支援のあり方について話し合いを重ねています。教育支援センターや民間支援団体の職員、学識経験者、SC、SSW、PTA会長、小中学校長、県教育センター職員、県青少年施設職員等で構成され、多様な立場から意見を伺っています。当会議での協議をもとに、県の施策や下記の地区ネットワーク会議の話し合いが行われています。

### ②不登校児童生徒の自立支援に係る地区ネットワーク会議

令和5年度より、不登校児童生徒等を支援する地区ごとのより細やかなネットワーク構築を目指し、県内4地区において開催しています（置賜地区は令和4年度に先行実施）。市町村教育委員会と民間支援団体、福祉部局等に加え、地区の実態に応じた参加者が、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保し、将来の社会的自立を目指した、情報交換やよりよい連携の在り方に向けた話し合いを重ねています。

### ③不登校児童生徒の自立支援ネットワーク研修会（県域）

不登校児童生徒や保護者を支援している人や機関が、互いの取組み事例や連携して支援した事例を知ることで、自らの支援に生かすことを目指した研修会を実施しています。民間支援団体における支援や、SCやSSWと連携した支援、民間支援団体と教育委員会や学校が連携した支援等の事例をもとに参加者で学びを深めています。

この研修会には教職員も参加することができます。

### ④保護者向け学習会（県域）、相談会（県内4地区）

不登校児童生徒の支援に当たっては、保護者との連携は欠かすことができません。そこで、保護者が家庭で児童生徒と関わる上で大切にしたいことや、保護者が自身が大切にしたいこと、政府の不登校児童生徒を支援する施策等を知る学習会を設定します。また、同じ悩みを抱える保護者同士が関わったり、多様な関係機関に相談したりする機会を設定します。保護者が悩みを一人で抱えず、様々な関係機関とつながることは児童生徒のよりよい支援につながっていきます。

## (5) 切れ目のない支援における保護者への支援と連携

児童生徒の多様な学びの機会を保障しつつ、将来の社会的自立に向けて学校と保護者がともに支援していくことが重要です。同時に保護者に対する支援も引き続き行います。

### ①保護者の思いを受け止め、関わりを持ち続ける

児童生徒の休養の期間が長くなると、保護者は学習の遅れや進路、ひきこもり等の不安を抱えるようになります。よって、これまでと同様に学校は、保護者に寄り添い、思いや願いを丁寧に聞き取るようにします。その上で、児童生徒の心のエネルギーが回復するように、安心できる家庭環境と保護者の励ましの大切さも引き続き伝えていきます。

また、連携に当たっては、これまで同様に、39ページの第3章(3)②に掲載のシート等も使いながら進めていくことも有効です。

### ②児童生徒の状況に応じた支援の検討

心のエネルギーが回復していない児童生徒は、引き続き休養が必要になります。休養が必要な時期に、学校や保護者が新たな支援を提示しても、児童生徒は学校や保護者に対して不信感を抱くことにつながりかねません。学校は保護者の気持ちに寄り添いつつ、児童生徒の思いや状況を踏まえた支援を保護者とともに考えていくことが大切です。児童生徒は、心の元気を取り戻すことができれば、自ら次の一步を力強く踏み出します。

### ③登校に当たっての支援

児童が心のエネルギーを回復し、登校する意思を示しても、再び休養を求める場合や、教室で学習をするまでには時間を要する場合があります。したがって学校は、登校後の支援について、児童生徒や保護者と丁寧に共通理解を図る必要があります。特に安心して過ごしている児童生徒に学習を促したり、在校時間を延ばしたりする等の働きかけは、児童生徒の思いを尊重し、状況を踏まえながら慎重に行うようにします。

### ④学校外の居場所等への通所の検討

児童生徒の支援機関として、教育支援センターやフリースクール等も選択肢の一つになります。学校と保護者の双方が、学校外の施設への通所が児童生徒のよりよい支援につながると判断した場合、児童生徒の思いを尊重しながら、児童生徒や保護者とともに支援先の検討を進めていきます。なお、学校から保護者に情報を提示する際は、保護者の気持ちに配慮をし、丁寧に伝える必要があります。(第3章(3)④p.40参照)

### ⑤学年、学校間での情報の引継ぎ

児童生徒の休養中に進級・進学、転学を迎える場合は、校内、校外で児童生徒の情報の引継ぎが行われます。その際、大切にしたいことは、児童生徒や保護者の意見や思いです。情報の引継ぎに先立ち、児童生徒や保護者から引継ぎ先に伝えてほしい情報を確認しておく、その情報も学年・学校間で共有が図られます。その結果、児童生徒や保

護者は、次年度以降の進級・進学先とも安心して関わりを持つことができます。また、保護者や児童生徒が引継ぎに同席するのも有効な手段の一つです。

※児童生徒の心のエネルギーが回復した後の支援先として、学校か居場所の一方を選択する方法もありますが、学校と居場所の双方で過ごすという選択もあります。例えば、それぞれの場所に通う日を曜日によって変えたり、1日の中で午前中は学校で過ごし、午後は居場所で過ごしたりする等が考えられます。学校は、児童生徒や保護者と相談しながら、児童生徒が安心できることを最優先に検討していくことが大切です。